

公益信託 東北高等学校創立 90 周年記念奨学基金
平成 31 年度 奨学生募集要項

1. 奨学生の資格	東北高等学校に在籍する生徒（現 1 年生及び 2 年生）で次のいずれにも該当する生徒（原則として授業料全額減免者及び S 奨学生、A 奨学生は除く。） （1）学業優秀、品行方正な者 （2）経済的理由により修学困難な者
2. 奨学金の額	月額 6,000 円を支給（年額 72,000 円） ※返済の必要はありません
3. 給付時期・方法	毎年 4 月（4～9 月分）、10 月（10～3 月分）にそれぞれ 6 ヶ月分を申請書に記載の銀行の本人名義の口座に振込みます。
4. 給付期間等	平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月までの 1 年間限り （1）奨学生が休学したとき、および奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の支給を停止することがあります。 （2）奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、学校長の意見を徴して奨学金の支給を廃止することができます。 ① 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。 ② 学業成績または性行が不良となったとき。 ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。 ④ 奨学生として適当でない事実があったとき。 ⑤ 学校に在籍しなくなったとき。 なお各号の一に該当し受領済の奨学金がある場合には、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額を、すみやかに当基金に返還していただきます。
5. 採用奨学生数(予定)	全学年合計で 20 名
6. 申請手続	応募者は、次の書類を各クラス担任経由で学校宛提出してください。 （1）奨学生願書 （2）奨学生推薦書（各クラス担任が作成） （3）課税証明書 ※地方税法の規定により市町村民税の所得割を課せられない者又は、市町村民税の所得割額が一定の基準以下（下記別表）の者は、居住地の市町村民が発行する「課税証明書」を提出して下さい。 ・ 応募期限： <u>平成 31 年 1 月 18 日（金）</u> （期限厳守） なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
7. 奨学生の選考・決定及び通知	（1）応募者の中から当基金の運営委員会で選考します。 （2）選考方法：決定通知：平成 30 年 2 月頃に、選考結果を学校長を経由して申請者に通知します。

(別表)

世帯区分及び保護者の所得要件
(1) 父母世帯であり、かつ市町村民税の所得割額が、20,000 円以上 50,000 円以下の世帯。 (2) 母子世帯又は父子世帯であり、かつ市町村民税の所得割額が、50,000 円以上 100,000 円以下の世帯。 (3) 保護者の死亡、疾病、障害又は失職等により (1) から (2) に定める者と同程度に生活が困窮していると認められる者。